







の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「鉱山保安監督部長」を「鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長」に改める。

〔石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正〕

6 石炭鉱業合理化臨時措置法〔昭和三十年法律第百五十六号〕の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項ただし書及び第二項第二号中「鉱山保安監督部長」を「鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長」に改める。

〔昭和三十九年法律第百五十六号〕の一部を次のように改正する。

〔昭和三十九年法律第百五十六号〕の一部を次のように改正する。

〔昭和三十九年法律第百五十六号〕の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第八号を削り、第七号の二を第八号とし、第十号を

次のように改める。

十一 般職の職員の給与に関する法律〔昭和二十五年法律第九十

五号〕の適用を受ける職員のう

ち政令で定めるものの職階、任免、給与、微戒、服務その他人事及び教

事及び教養に関すること。

第六条第一項第十二号の三中「に

関すること。」の下に「但し、日本電信電話公社に関するものに限る。」を加える。

第六条第二項を削り、同条第三項

中「第一項第十一号に掲げる事務及び第十三号から第十八号まで」を

中「第十三号から第十八号まで」を

第十一号に掲げる事務及び同項第

十三号から第十八号まで」に改め、同項を同条第二項とする。

第七条の二第十四号中「調査をし、又はこれを部外の研究機関に委託す

ること」を「調査をすること」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十四の二 電波の利用に関する研

究及び調査を部外の研究機関に委託

すること。

第十条の二に次の三項を加える。

一 放送部においては、左に提げる

事務をつかさどる。

二 放送部においては、左に提げる

事務をつかさどる。

三 前項第六号から第八号まで、

前項第十六号に掲げる事務

に加える。

四 第一条第二号及び第三号に掲げる事務のうち、前二号に掲げ

る事務に係る法令及び事務取扱

方法の実施に関するもの

事務をつかさどる。

一 第一条第十号、第十一号及び

第十三号に掲げる事務

二 第一条第四号に掲げる事務の

うち、前号に掲げる事務に係る

事務をつかさどる。

三 第一条第二号及び第三号に掲

げる事務のうち、前二号に掲げ

る事務に係る法令及び事務取扱

方法の実施に関するもの

事務をつかさどる。

四 第一条第二十五号に掲げる事

務のうち、前三号に掲げる事務に

係る事務をつかさどる。

懲戒、服務その他人事及び教養に関すること。但し、大臣官房所掌のものを除く。

官房所掌のものに限らず、前項のうち、他の部局の所掌とされないものを処理すること。

三 職員の定員に関すること。

四 職員の訓練に関し、取りまとめてすること。

五 職員の厚生及び保健に関する事務を処理し、並びに必要な施設を設置し、及び管理すること。

六 職員に貸与する宿舎を設置し、及び管理すること。

七 郵政省共済組合に関するこ

と。

八 職員の結成する労働組合そ

の他の団体との交渉に関するこ

と。

九 公共企業体等労働委員会に

対する調停及び仲裁の請求に

関すること。

但し、大臣官房所掌のものを除く。

十 人事局の所掌事務に関する

法令に関すること。

十一 人事局の所掌事務に関す

る事務取扱方法を制定し、及

び実施すること。

十二 人事局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立

すること。

十三 所部の職員の需要及び採

用に関する計画案を作成すること。

十四 所部の職員を訓練すること。

十五 前各号に掲げるものは、か、人事に関し、郵政省の権限として法令で定められる事項のうち、他の部局の所掌とされないものを処理すること。

十六 前各号の事務に附帯する事務に關するもの。

四 前項第二十五号に掲げる事務に附帯するもの

五 前各号に掲げる事務に附帯するもの

六 前各号に掲げる事務に附帯するもの

七 前各号に掲げる事務に附帯するもの

八 前各号に掲げる事務に附帯するもの

九 前各号に掲げる事務に附帯するもの

十 前各号に掲げる事務に附帯するもの

十一 前各号に掲げる事務に附帯するもの

十二 前各号に掲げる事務に附帯するもの

十三 前各号に掲げる事務に附帯するもの

十四 前各号に掲げる事務に附帯するもの

十五 前各号に掲げる事務に附帯するもの

十六 前各号に掲げる事務に附帯するもの

十七 前各号に掲げる事務に附帯するもの

十八 前各号に掲げる事務に附帯するもの

十九 前各号に掲げる事務に附帯するもの

二十 前各号に掲げる事務に附帯するもの

二十一 前各号に掲げる事務に附帯するもの

二十二 前各号に掲げる事務に附帯するもの

二十三 前各号に掲げる事務に附帯するもの

二十四 前各号に掲げる事務に附帯するもの

二十五 前各号に掲げる事務に附帯するもの

二十六 前各号に掲げる事務に附帯するもの

二十七 前各号に掲げる事務に附帯するもの

二十八 前各号に掲げる事務に附帯するもの

二十九 前各号に掲げる事務に附帯するもの

三十 前各号に掲げる事務に附帯するもの

三十一 前各号に掲げる事務に附帯するもの

三十二 前各号に掲げる事務に附帯するもの

三十三 前各号に掲げる事務に附帯するもの

三十四 前各号に掲げる事務に附帯するもの

三十五 前各号に掲げる事務に附帯するもの

三十六 前各号に掲げる事務に附帯するもの

三十七 前各号に掲げる事務に附帯するもの

三十八 前各号に掲げる事務に附帯するもの

三十九 前各号に掲げる事務に附帯するもの

四十 前各号に掲げる事務に附帯するもの

四十一 前各号に掲げる事務に附帯するもの

四十二 前各号に掲げる事務に附帯するもの

四十三 前各号に掲げる事務に附帯するもの

四十四 前各号に掲げる事務に附帯するもの

四十五 前各号に掲げる事務に附帯するもの

四十六 前各号に掲げる事務に附帯するもの

四十七 前各号に掲げる事務に附帯するもの

四十八 前各号に掲げる事務に附帯するもの

四十九 前各号に掲げる事務に附帯するもの

五十 前各号に掲げる事務に附帯するもの

五十一 前各号に掲げる事務に附帯するもの

五十二 前各号に掲げる事務に附帯するもの

五十三 前各号に掲げる事務に附帯するもの

五十四 前各号に掲げる事務に附帯するもの

五十五 前各号に掲げる事務に附帯するもの

五十六 前各号に掲げる事務に附帯するもの

五十七 前各号に掲げる事務に附帯するもの

五十八 前各号に掲げる事務に附帯するもの

五十九 前各号に掲げる事務に附帯するもの

六十 前各号に掲げる事務に附帯するもの

六十一 前各号に掲げる事務に附帯するもの

六十二 前各号に掲げる事務に附帯するもの

六十三 前各号に掲げる事務に附帯するもの

六十四 前各号に掲げる事務に附帯するもの

六十五 前各号に掲げる事務に附帯するもの

六十六 前各号に掲げる事務に附帯するもの

六十七 前各号に掲げる事務に附帯するもの

六十八 前各号に掲げる事務に附帯するもの

六十九 前各号に掲げる事務に附帯するもの

七十 前各号に掲げる事務に附帯するもの

七十一 前各号に掲げる事務に附帯するもの

七十二 前各号に掲げる事務に附帯するもの

七十三 前各号に掲げる事務に附帯するもの

七十四 前各号に掲げる事務に附帯するもの

七十五 前各号に掲げる事務に附帯するもの

七十六 前各号に掲げる事務に附帯するもの

七十七 前各号に掲げる事務に附帯するもの

七十八 前各号に掲げる事務に附帯するもの

七十九 前各号に掲げる事務に附帯するもの

八十 前各号に掲げる事務に附帯するもの

八十一 前各号に掲げる事務に附帯するもの

八十二 前各号に掲げる事務に附帯するもの

八十三 前各号に掲げる事務に附帯するもの

八十四 前各号に掲げる事務に附帯するもの

八十五 前各号に掲げる事務に附帯するもの

八十六 前各号に掲げる事務に附帯するもの

八十七 前各号に掲げる事務に附帯するもの

八十八 前各号に掲げる事務に附帯するもの

八十九 前各号に掲げる事務に附帯するもの

九十 前各号に掲げる事務に附帯するもの

九十一 前各号に掲げる事務に附帯するもの

九十二 前各号に掲げる事務に附帯するもの

九十三 前各号に掲げる事務に附帯するもの

九十四 前各号に掲げる事務に附帯するもの

九十五 前各号に掲げる事務に附帯するもの

九十六 前各号に掲げる事務に附帯するもの

九十七 前各号に掲げる事務に附帯するもの

九十八 前各号に掲げる事務に附帯するもの

九十九 前各号に掲げる事務に附帯するもの

一百 前各号に掲げる事務に附帯するもの

一百一 前各号に掲げる事務に附帯するもの

一百二 前各号に掲げる事務に附帯するもの

一百三 前各号に掲げる事務に附帯するもの

一百四 前各号に掲げる事務に附帯するもの

一百五 前各号に掲げる事務に附帯するもの

一百六 前各号に掲げる事務に附帯するもの

一百七 前各号に掲げる事務に附帯するもの

一百八 前各号に掲げる事務に附帯するもの

一百九 前各号に掲げる事務に附帯するもの

一百二十 前各号に掲げる事務に附帯するもの

一百二十一 前各号に掲げる事務に附帯するもの

一百二十二 前各号に掲げる事務に附帯するもの

一百二十三 前各号に掲げる事務に附帯するもの

一百二十四 前各号に掲げる事務に附帯するもの

一百二十五 前各号に掲げる事務に附帯するもの

一百二十六 前各号に掲げる事務に附帯するもの

一百二十七 前各号に掲げる事務に附帯するもの

一百二十八 前各号に掲げる事務に附帯するもの

一百二十九 前各号に掲げる事務に附帯するもの

一百三十 前各号に掲げる事務に附帯するもの

一百三十一 前各号に掲げる事務に附帯するもの

一百三十二 前各号に掲げる事務に附帯するもの

局に次長二人を」を削る。

第二十五条第一項中「三千二百二人」を「三千三百三人」に改める。

#### 附 則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

め、同条第四項を削る。  
第八条第一項第四号中「(技術協力)」を削る。

第十一条第一項第四号から第六号まで及び第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(経済協力局の事務)

第十条の二 経済協力局においては次の事務をつかさどる。

一 経済協力に関する協定に関すること。

二 経済協力に関する国際機関との協力に関すること。

三 本邦からの海外投資に関する利益を保護し、及び増進すること。

四 國際經濟協力事情の調査並びにこれに関する統計の作成及び資料の収集を行なうこと。

五 前各号に掲げるもののほか、外務省の所掌に係る経済協力に関すること。

第三十条第二項中「それぞれ特命全権大使及び特命全権公使」を「特命全権大使」に改める。

第三十条の表中「七五人」を「七八人」に、「三、三二三人」を「二三七〇人」に、「二、三九八人」を「二、四四八人」に改める。

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第二十五条第二項の改正規定は、昭和三十七年十月一日から施行する。

#### 附 則

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 外交政策上の経済協力（技術協力を含む。以下同じ。）の推進及び本邦からの海外投資に関する利益の保護

第四条中第二十九号を第三十号とし、第十七号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

第五条第一項中「八局」を「九局」に、「経済局」を「経済協力局」に改





昭和三十七年二月三日印刷

昭和三十七年二月五日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局